

## 狛江市えきまえ広場におけるネーミングライツスポンサー募集要項

令和7年度からえきまえ広場におけるネーミングライツのスポンサーを以下のとおり募集します。

なお、本要項は、狛江市ネーミングライツ事業実施要綱（平成29年要綱第101号）第3条の規定に基づき、えきまえ広場におけるネーミングライツ事業に関して必要な事項を定めるものです。

### 1. 募集目的

狛江市ネーミングライツ事業実施要綱に基づいて、市の財源確保を図るため、えきまえ広場におけるネーミングライツのスポンサーを募集します。

### 2. 募集対象施設

- (1) 名称 えきまえ広場
- (2) 所在地 狛江市元和泉一丁目3番
- (3) 区域面積 863.39 m<sup>2</sup>
- (4) 施設内容

小田急線狛江駅の北口にある広場で、誰でも利用可能な駅前の憩いの空間として、また、子ども達の遊び場やイベント会場として利用されています。

なお、「えきまえ広場」という名称は、名称の決定に当たって広く意見を募るため、平成29年度に一般投票を行い決定したものです。

- (5) 主なイベント活用実績（令和6年度）
  - ア 狛江市民まつり（会場の一部）  
（11月開催。参加者数約8万人※全体数）
  - イ 多摩川流域物産展  
（12月開催。参加数約1,000人）
  - ウ 狛江フェスティバル（会場の一部）  
（9月開催。参加者数約2万7,000人※全体数）

### 3. 契約期間・ネーミングライツ料

#### (1) 契約期間

原則、令和7年4月1日から3年間。契約期間満了後は、次回の当該施設の契約に関して優先交渉権が付与されます。

#### (2) ネーミングライツ料

年間50万円以上

#### 4. 市とスポンサーの費用負担区分

スポンサーはネーミングライツ料とは別に下記の費用を負担していただきます。

| 区分                 | 市 | スポンサー |
|--------------------|---|-------|
| 施設内外における看板等の表示変更   |   | ○     |
| 契約期間終了後または解除後の原状回復 |   | ○     |
| 市ホームページ等の表示変更      | ○ |       |

#### 5. スポンサーのメリット

えきまえ広場で実施する各種イベント等において、各種広報物に愛称が掲載されます。また、ネーミングライツを活用した提案がある場合は、協議により決定します。

#### 6. 愛称の命名基準

- (1) 愛称には必ず「えきまえ広場」の名称を使用してください。
- (2) 施設の正式名称に、企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。なお、条例上の施設等の名称について変更を行うものではなく、また、契約期間内の愛称の変更は原則できません。
- (3) 公共施設であるため、市民に親しまれ、施設の設置目的にふさわしい愛称としていただき、次に定める事項に該当するものは命名することはできません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- (ア) 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービス
- (イ) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービス
- (ウ) 粗悪品等愛称として命名するのに適当でないと認められる商品又はサービス
- (エ) 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- (ア) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化するもの
- (イ) 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- (ウ) 性に関する表現で、露骨又はわいせつであるもの
- (エ) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
- (オ) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

ウ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- (ア) 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含むもの
- (イ) 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しく

は他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 第三者の氏名、談話、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

(ア) 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(ウ) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

オ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

(ア) 誇大な表現及び根拠のない表示並びに著しく誤認を招くような表現のもの

(イ) 投機又は射幸心を著しくあおる表現のもの

カ その他愛称として適当でないと市長が認めるもの

## 7. 応募期間・募集書類の配布

令和7年2月1日から令和7年2月28日まで（午前9時～午後5時）

募集要項及び各種応募様式は、市ホームページへの掲載及び政策室窓口で配布します。

## 8. 応募方法・提出書類

狛江市ネーミングライツ事業スポンサー申込書に必要な書類を添えて、応募期間内に郵送又は持参（平日午前9時～午後5時）で政策室企画調整担当までご提出ください。

(1) 法人概要

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 印鑑証明書

(4) 直近1年間分の決算報告書

(5) 直近1年間分の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、法人住民税、法人市民税）

(6) その他市長が必要と認める書類

提出部数は、原本1部、副本（原本の謄本で差支えありません）1部とします。

なお、提出された書類は返却しません。また、狛江市情報公開条例に基づき公開することがあります。

## 9. 審査

狛江市ネーミングライツ事業実施要綱第6条の規定に基づき、狛江市えきまえ広場ネーミングライツスポンサー選定審査会の設置及び運営に関する要綱（平成29年要綱第102号）第1条の規定により設置される狛江市えきまえ広場ネーミングライツスポンサー選定審査

会において、申込書及び添付書類により、次の視点から厳正、公平かつ総合的に審査し、スポンサーの優先交渉権者の順位を決定します。なお、応募者が1者のみの場合も、スポンサーとして相応しいかどうかを審査することとします。

- (1) 応募の趣旨
- (2) 愛称が適切か
- (3) 提案金額
- (4) 提案期間
- (5) 企業経営の健全性
- (6) 地域貢献等

#### 10. 契約の締結

市は、優先交渉権者の上位の者から協議を行い、協議が整った時点で、協議が整った者と狛江市ネーミングライツ事業実施要綱第7条第3項の規定により、契約を締結することとします。

なお、同要綱第7条第2項の規定により、全ての申込者にネーミングライツの付与の可否の決定を通知するとともに、選考結果を公表することとします。

#### 11. 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者は、当該スポンサーに応募することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定により、風俗営業と規定される業種並びに類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種
- (3) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会的に問題を起こしている業種や事業者
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業者
- (11) エステティックサロン、美容整形等法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある

事業者

- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 狛江市指名停止基準（平成 10 年 7 月 27 日市長決裁）に基づく指名停止を受けている事業者
- (17) 市の市税を滞納している事業者
- (18) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

【提出・問い合わせ先】

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市 企画財政部 政策室 企画調整担当

電話 03-3430-1163 内線 2452 ファクシミリ 03-3430-6870

メールアドレス kichout@city.komae.lg.jp